



第3章

子ども・子育て支援
新制度に基づく
施策の推進



第3章 子ども・子育て支援新制度に基づく施策の推進

1. 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。

① 子ども・子育て支援給付

- 就学前の教育・保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設を利用した場合に給付の対象となります。(子どものための教育・保育給付)
また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

② 地域子ども・子育て支援事業

- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、この13事業は交付金の対象となります。

子ども・子育て支援給付

- 子どものための教育・保育給付
 - 幼稚園・保育所・認定こども園
 - 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- 子どものための現金給付
 - 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て援助活動支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 時間外保育事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 一時預かり事業
- 妊婦健康診査事業
- 放課後児童健全育成事業
- 養育支援訪問事業等
- 病児・病後児保育事業

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針

基本指針により、計画の必須記載項目は次のとおりとなっています。

必須記載項目	掲載頁
教育・保育提供区域の設定	P27～
各年度における教育・保育の量の見込み並びに確保の内容及び実施時期	P31～
地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保の内容及び実施時期	P45～
子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保内容	P61～

なお、任意記載項目については、第4章に記載しています。

《教育・保育施設》

幼稚園（3～5歳）

《小学校以降の教育の基礎をつくるための就学前教育を行う施設》

利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間（4時間程度）のほか、園によっては教育時間の前後や園の休業中の教育活動（預かり保育*）などを実施。 ※平成26年度現在、本市においては丸亀城南虎岳幼稚園と丸亀聖母幼稚園が実施している。
利用できる保護者	制限なし

保育所（園）（0～5歳）

《保育を必要とする子どもに対し、保育（養護と教育）を行う施設》

利用時間	原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育*のほか、園によっては時間外（延長）保育を実施。 平成26年度現在、本市においては全私立保育園と公立保育所2か所で時間外（延長）保育を実施している。 ※保育とは、養護と教育を一体的に行うことをいう。
利用できる保護者	共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

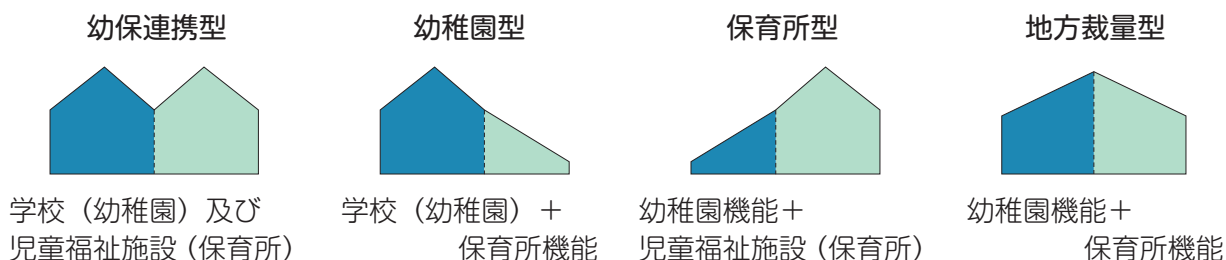
認定こども園（0～5歳）

《幼稚園と保育所の機能や特長を併せもつ、教育と保育を一体的に行う施設》

0～2歳	利用時間	原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育のほか、園によっては時間外（延長）保育を実施。
	利用できる保護者	共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者
3～5歳	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間（4時間程度）を含め、保育が必要な幼児に対しては原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育や、園によっては時間外（延長）保育を実施。
	利用できる保護者	制限なし

- ★ 保護者の就労状況に関わりなく、皆一緒に教育・保育を受けます。
- ★ 保護者の就労形態が変わっても、同じ施設を利用できます。

《認定こども園4類型（用語の解説ナ行「認定こども園」参照）》





2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制などについては、教育・保育提供区域ごとに定める。」とされ、さらに基本指針において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本市では、これまで『次世代育成支援行動計画』などにおいて、中学校区を一つの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきました。教育・保育の観点からも、幼稚園・保育所（園）から小・中学校への連携が重要となっていることから、6区域と設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の実態に応じて、事業ごとに提供区域を設定することとします。

【区域設定にあたっての留意事項】

区域設定は、あくまで計画において、需給バランスを確認し、施設整備などの判断を行う単位として設定します。

この区域は、計画策定にあたって実施したアンケート調査でも、「定期的に自校区の施設を利用したい」と回答したものが82.8%であったことを念頭に、将来の教育・保育施設のあり方を、長期的な視点で考えるために設定したものです。しかし平成27年度からは、幼稚園・保育所（園）ともに居住区域に関わりなく利用できることから、この5年間は、隣接する区域をはじめ市全体で需給調整を行うなど、柔軟に対応していきます。

■教育・保育提供区域

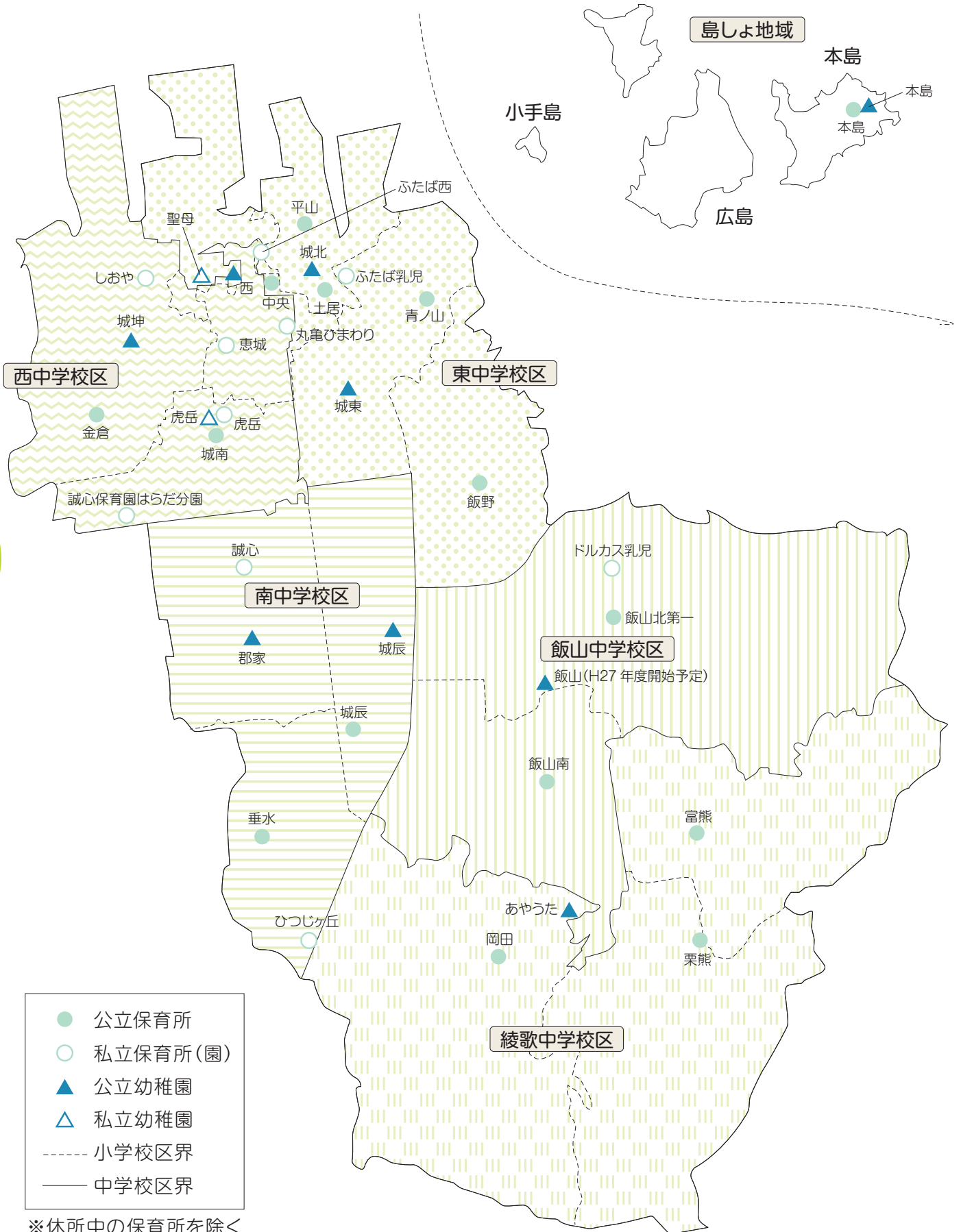
(単位：人)

区域	含まれる小学校区	平成26年4月1日人口		
		総人口	0～5歳	6～11歳
東中学校区	城乾、城北、城東、飯野	28,599	1,476	1,546
西中学校区	城坤、城西、城南	27,791	1,542	1,624
南中学校区	郡家、城辰、垂水	26,732	1,705	1,670
綾歌中学校区	岡田、栗熊、富熊	11,497	504	632
飯山中学校区	飯山南、飯山北	17,845	972	1,096
島しょ地域	本島、広島、小手島	886	5	18
全 市		113,350	6,204	6,586

資料：住民基本台帳人口

注記：城南小学校区は西・南中学校区であるため、確保方策（P 34以降参照）を考える際、西中学校区：南中学校区＝6：4で人数按分する。

■教育・保育提供区域と教育・保育施設の立地状況



※休所中の保育所を除く



(2) 教育・保育提供区域ごとの人口推計

コーホート変化率法により推計した区域別の人口推計は、以下のとおりとなっています。

東中学校区

	推計人口				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	248	246	244	240	236
1歳	220	241	239	237	233
2歳	227	217	239	237	235
3歳	235	215	206	226	224
4歳	258	235	215	207	226
5歳	247	253	230	211	203
0～5歳	1,435	1,407	1,373	1,358	1,357
6歳	260	245	250	228	209
7歳	252	255	240	245	224
8歳	244	246	249	234	239
9歳	263	244	246	249	233
10歳	254	262	243	245	248
11歳	252	255	263	244	246
6～11歳	1,525	1,507	1,491	1,445	1,399
0～11歳	2,960	2,914	2,864	2,803	2,756

西中学校区

	推計人口				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	244	245	247	248	249
1歳	255	255	256	259	260
2歳	262	262	262	263	266
3歳	288	267	267	267	268
4歳	258	297	275	275	275
5歳	257	263	302	280	280
0～5歳	1,564	1,589	1,609	1,592	1,598
6歳	263	261	267	305	284
7歳	273	266	263	270	308
8歳	260	272	265	262	269
9歳	266	262	274	266	263
10歳	284	265	261	273	265
11歳	272	286	267	263	275
6～11歳	1,618	1,612	1,597	1,639	1,664
0～11歳	3,182	3,201	3,206	3,231	3,262

南中学校区

	推計人口				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	296	297	300	299	300
1歳	261	294	295	298	297
2歳	281	252	285	286	289
3歳	260	276	249	280	281
4歳	300	257	272	246	275
5歳	299	297	255	270	244
0～5歳	1,697	1,673	1,656	1,679	1,686
6歳	282	297	296	254	269
7歳	253	282	297	296	254
8歳	258	252	280	295	294
9歳	264	260	253	282	297
10歳	288	263	259	252	281
11歳	297	286	261	257	251
6～11歳	1,642	1,640	1,646	1,636	1,646
0～11歳	3,339	3,313	3,302	3,315	3,332

綾歌中学校区

	推計人口				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	74	73	73	71	71
1歳	75	76	75	75	73
2歳	87	80	81	80	80
3歳	91	92	84	86	85
4歳	97	93	94	86	88
5歳	80	99	95	96	88
0～5歳	504	513	502	494	485
6歳	92	82	102	98	99
7歳	111	93	83	103	99
8歳	105	113	95	84	105
9歳	119	107	115	96	86
10歳	95	119	107	115	96
11歳	109	93	117	105	113
6～11歳	631	607	619	601	598
0～11歳	1,135	1,120	1,121	1,095	1,083

飯山中学校区

	推計人口				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	153	154	156	156	157
1歳	169	164	165	167	167
2歳	172	172	167	168	170
3歳	151	174	174	169	170
4歳	167	154	177	178	173
5歳	159	169	156	179	180
0～5歳	971	987	995	1,017	1,017
6歳	179	162	172	160	183
7歳	182	178	161	171	159
8歳	169	182	178	161	171
9歳	162	167	180	177	160
10歳	171	162	167	180	177
11歳	193	170	161	166	178
6～11歳	1,056	1,021	1,019	1,015	1,028
0～11歳	2,027	2,008	2,014	2,032	2,045

島しょ地域

	推計人口				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	0	0	0	0	0
1歳	1	0	0	0	0
2歳	0	0	0	0	0
3歳	1	0	0	0	0
4歳	1	1	0	0	0
5歳	0	1	1	0	0
0～5歳	3	2	1	0	0
6歳	1	0	1	1	0
7歳	4	1	0	1	1
8歳	2	3	1	0	1
9歳	2	2	3	1	0
10歳	2	2	2	2	1
11歳	1	2	2	2	2
6～11歳	12	10	9	7	5
0～11歳	15	12	10	7	5

資料：平成22年度～平成26年度の各年4月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む。平成22年度～平成24年度は外国人を年齢別に按分）による男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法で推計した人口

(3) 教育・保育提供区域の状況

- 基本指針では、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況及びその変化などによらず柔軟に子どもを受入れ可能な施設であること、とりわけ幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましいとしています。
- 本市の幼稚園・保育所（園）の配置をみると、東中学校区と西中学校区の中心市街地周辺に集中して立地しています。既に、東中学校区では人口減少が顕著となっていることから、長期的な視点で人口推移や施設の老朽化なども総合的に勘案して、各施設の将来における適正なあり方や整備時期などを検討していく必要があります。

■教育・保育提供区域別施設の充足状況

区域	幼稚園（平成 26 年 5 月 1 日）				保育所（平成 26 年 4 月 1 日）			
	施設数 (か所)	定員総数 (人)	3～5歳 人口(人)	3～5歳 人口に対す る割合(%)	施設数 (か所)	定員総数 (人)	0～5歳 人口(人)	0～5歳 人口に対す る割合(%)
東中学校区	4	710	766	92.7	7	830	1,477	56.2
西中学校区	2	420	762	55.1	7	950	1,542	61.6
南中学校区	2	475	889	53.4	4	610	1,704	35.8
綾歌中学校区	1	270	262	103.1	3	270	504	53.6
飯山中学校区	2	455	496	91.7	3	450	972	46.3
島しょ地域	1	65	2		1	30	5	

注記：人口は平成 26 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口

■区域別にみた教育・保育施設の課題等

区域	課題等
東中学校区 西中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ◎私立保育園が多数存在し、保護者の就労形態に合った施設選択が可能となっています。 ◎保育所（園）を希望する家庭が多く、一部の幼稚園では空き教室が発生しています。 ◎今後 10 年間に老朽化などにより整備を検討しなければならない施設が多数存在しています。
南中学校区 綾歌中学校区 飯山中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ◎私立保育園が少なく、特別保育（乳児保育など）を希望する家庭にとって、施設の利用が困難となっています。 ◎綾歌・飯山中学校区では、地元にある幼稚園・保育所（園）の利用希望が高くなっています。
島しょ地域	<ul style="list-style-type: none"> ◎近年、就学前児童数が急激に減少しています。 ・本島幼稚園利用者：1名（平成 26 年 5 月 1 日現在） ・本島保育所利用者：3名（平成 26 年 4 月 1 日現在）

- 島しょ地域に関する今後 5 年間の方針については、現状の幼稚園・保育所のまま継続します。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 丸亀市における教育・保育の確保方策の基本的な考え方

- 総合計画の政策目標Ⅳ－2「元気で心豊かな子どもたちが育つまち」
 - 安心安全な教育・保育環境の整備
 - 保護者が安心して子育てができる環境の整備
 - 子どもたちが安心して学習に取り組める環境の整備
 - 多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実
- 丸亀市のすべての就学前の子どもに対し、質の高い教育・保育事業の提供

これを踏まえ、**今後5年間の基本姿勢**は以下のとおりとします。



■待機児童対策について

- 本市の3歳児から5歳児においては、市全体で受入体制に不足は生じない見込みとなっています。(P 35・36 参照)
- 0歳児から2歳児においては、現在利用されていない保育室を活用するなど、既存保育所の定員枠拡大に取り組み、市全体で受入体制を整えていきます。(P 37・38 参照)
- 待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士の確保に努めます。
- 新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促します。

■認定こども園の普及について

- さまざまなニーズに対応するため、多様な選択肢の一つとして、保護者の就労状況に関わらず入園可能な認定こども園の導入を目指します。(各区域1か所以上)
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児の受入れについて検討します。なお0歳児から2歳児の受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、施設の老朽化などを考慮し検討していきます。

■私立幼稚園・保育所(園)との連携について

- 市内の幼稚園・保育所(園)においては、公立のみならず私立の幼稚園・保育所(園)とも連携して、市全体で就学前教育・保育の充実に取り組んでいきます。

■施設整備について

- 本市の長期人口推計によると、今後、人口減少が予測され、教育・保育事業の利用者数も同様に減少していくことが見込まれています。

そのため公立施設については、耐震化等により既に改築などが進められている施設を除き、基本的には、この5年間は新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していきます。また、老朽化などにより施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合などの検討を踏まえ、整備します。

(2) 保育の必要性の認定について

- 子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は、以下の3つです。

認定区分	対象者
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性がない子ども)
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」 ^{*1} に該当し、教育・保育を希望する就学前の子ども(保育を必要とする子ども)
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」 ^{*1} に該当し、保育を希望する子ども (保育を必要とする子ども)

※1 保育の必要な事由

就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など)、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分

- 幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。アンケート調査結果をみても、保護者が共働きでも幼稚園の希望があり、従って2号認定(満3歳以上で保育を必要とする子ども)については、幼稚園の利用希望が強いものを分けて量を見込みます。
- 3号認定については、0歳児と1・2歳児で職員配置基準や子ども一人当たりの面積要件などが異なるため、分けて量を見込みます。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」 ^{*1} に該当するが、幼稚園の利用希望が強い子ども (以下、2号認定(幼稚園)と表記)	
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」 ^{*1} に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (以下、2号認定(保育所)と表記)	保育所(園) 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」 ^{*1} に該当し、保育所などでの保育を希望している子ども (以下、3号認定(0歳児)・3号認定(1・2歳児)と表記)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業(P33参照)



《地域型保育事業》

家庭的保育

- 【対象等】家庭的な雰囲気の中、少人数（5人以下）を対象に保育を行う。
- 【事業主体】市町村、民間事業者など
- 【保育実施場所】保育者の居宅、その他の場所、施設
- 【認可定員】1～5人

小規模保育

- 【対象等】少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。
- 【事業主体】市町村、民間事業者など
- 【保育実施場所】保育者の居宅、その他の場所、施設
- 【認可定員】6～19人

居宅訪問型保育

- 【対象等】障がいなどで個別にケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。
- 【事業主体】市町村、民間事業者など
- 【保育実施場所】保育を必要とする子どもの居宅

事業所内保育

- 【対象等】会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う。3歳以上児の受入れも可能。
- 【事業主体】事業主など
- 【保育実施場所】会社内の保育施設
- 【その他】自社従業員の子ども + 地域の保育を必要とする子ども（地域枠[※]）
※地域枠の目安は、設定した定員の約4分の1～3分の1です。

(4) 量の見込みと確保方策（島しょ地域を除く）

【量の見込みの算出】

- 量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い、地域の実情も踏まえて算出しています。

【確保の内容】

確保の内容	
特定教育・保育施設	市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認を受けた施設。
確認を受けない幼稚園	現行の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、「施設型給付」（公費）の対象となるが、「確認を受けない」と申出を行った幼稚園は、現行のまま私学助成及び就園奨励費の補助が継続される。
地域型保育事業	市町村から確認を受けた次の4類型をいう。（P33 参照） 家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

【確保方策の考え方】

- 区域内に不足が生じている場合は、公立の施設において受入数を増やすなどの調整を行いました。また、私立の施設については現在の認可定員を用いて算出しています。
- 保護者の就労状況に関わらず入園可能な認定こども園を、各区域1か所以上導入し、区域内で教育・保育ニーズの需給バランスを調整します。
- 城南小学校区については西・南中学校区であるため、西中学校区：南中学校区＝6：4で確保数を按分しています。

【記号の説明】

東 …東中学校区

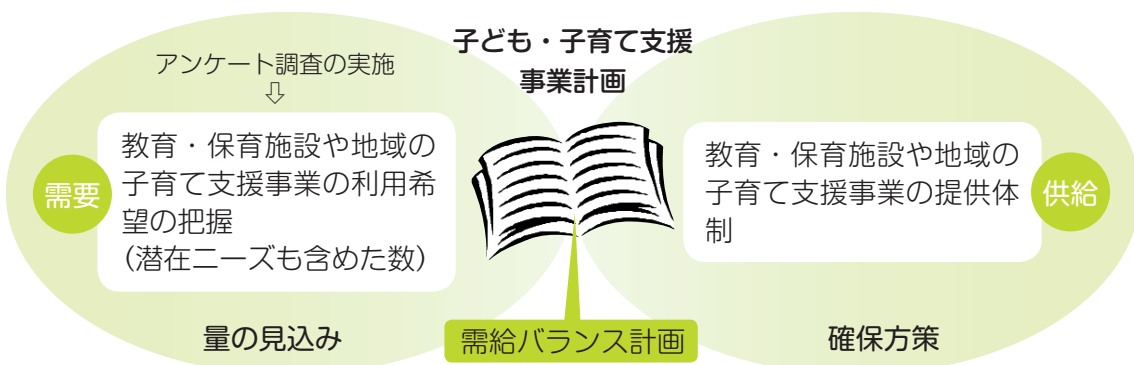
西 …西中学校区

南 …南中学校区

綾 …綾歌中学校区

飯 …飯山中学校区

《量の見込み・確保方策とは》





① 3歳以上の子ども

3歳以上の子どもについては、今後、実績以上の需要があることが予測されますが、下記のとおり、1号認定・2号認定ともに現状で必要量の確保が可能となっています。

〈教育を希望する子ども〉 1号認定+2号認定（幼稚園）

（単位：人）

		実績 ^{*1}	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の 見込み (必要 利用定員)	1号認定	1,256	927	924	919	923	928
	2号認定 (幼稚園)		414	412	410	412	414
	計		1,341	1,336	1,329	1,335	1,342
② 確保 の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	1,725	1,365	1,220	950	950	625
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		9	207	543	543	843
	確認を受けない 幼稚園		360	360	360	360	360
	計		1,734	1,787	1,853	1,853	1,828
②-①		469	393	451	524	518	486

確保 方 策	年度	幼稚園	認定こども園	保育所（園）
	27年度		認定こども園 ⇐ 私立保育園	西
	28年度	綾 公立幼稚園 ⇔ 認定こども園	認定こども園 ⇐ 公立保育所	東
	29年度	飯 公立幼稚園 ⇔ 認定こども園	認定こども園 ⇐ 公立保育所	南
	30年度			
	31年度	東 公立幼稚園 ⇔ 認定こども園 ⇐ 公立保育所	東	東
		南 公立幼稚園 ⇔ 認定こども園		

*1：公立・私立幼稚園においては平成26年5月1日の利用者数（①の部分）と使用クラスの定員数の合計（②の部分）。

〈保育を希望する子ども〉 2号認定（保育所）

（単位：人）

		実績 ^{※1}	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み（必要利用定員） 2号認定（保育所）		1,715	1,798	1,793	1,783	1,789	1,799
②確保の内容	保育所（園） （特定教育・保育施設）	1,765	1,767	1,742	1,615	1,624	1,579
	認定こども園 （特定教育・保育施設）		36	148	322	322	502
	計		1,803	1,890	1,937	1,946	2,081
②-①		50	5	97	154	157	282

確保方針	年度	幼稚園	認定こども園	保育所（園）	その他
	27年度		認定こども園 ⇄ 私立保育園 西		
	28年度	綾 公立幼稚園 ⇄ 認定こども園	認定こども園 ⇄ 公立保育所 東	認可外保育園の認可化（予定） 南	
	29年度	飯 公立幼稚園 ⇄ 認定こども園	認定こども園 ⇄ 公立保育所 南		
	30年度				
	31年度	東 公立幼稚園 ⇄ 認定こども園 ⇄ 公立保育所 東 南 公立幼稚園 ⇄ 認定こども園			

公立保育所・私立保育園における定員調整

※1：公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数（①の部分）と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値（②の部分）。
私立保育園においては、平成26年3月1日の利用者数（①の部分）と認可定員数（②の部分）。



② 3歳未満の子ども

3歳未満の子どもについては、既存保育所において定員増を図るとともに、認定こども園への移行を見込んで、市全体で、0歳児は平成31年度、1・2歳児は平成30年度に量の見込みを確保できるよう努めます。

3号認定（0歳児）

（単位：人）

		実績*1	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み（必要利用定員） 3号認定（0歳児）		330	449	449	450	447	445
②確保の内容	保育所（園） （特定教育・保育施設）	309	301	315	342	348	333
	認定こども園 （特定教育・保育施設）		8	26	44	44	65
	地域型保育事業		2	17	34	34	50
	計		311	358	420	426	448
②-①		▲21	▲138	▲91	▲30	▲21	3

確保方針	年度	幼稚園	認定こども園	保育所（園）	その他
	27年度		認定こども園⇐私立保育園 西		地域型保育事業 東
	28年度		認定こども園⇐公立保育所 東	認可外保育園の認可化（予定） 南	地域型保育事業 南 地域型保育事業 飯
	29年度		認定こども園⇐公立保育所 南		地域型保育事業 東 地域型保育事業 西 地域型保育事業 南
	30年度				
	31年度	東 公立幼稚園⇐認定こども園⇐公立保育所 東			地域型保育事業 南

公立保育所・私立保育園における定員調整

※1：公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数（①の部分）と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値（②の部分）。

私立保育園においては、平成26年3月1日の利用者数（①の部分）と認可定員数（②の部分）。

3号認定（1・2歳児）

（単位：人）

		実績 ^{※1}	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み（必要利用定員） 3号認定（1・2歳児）		1,100	1,157	1,167	1,166	1,167	1,166
②確保の内容	保育所（園） （特定教育・保育施設）	1,061	1,035	1,006	980	1,029	993
	認定こども園 （特定教育・保育施設）		22	70	142	142	190
	地域型保育事業		0	12	24	24	24
	計		1,057	1,088	1,146	1,195	1,207
②－①		▲39	▲100	▲79	▲20	28	41

年度	幼稚園	認定こども園	保育所（園）	その他
27年度		認定こども園⇨私立保育園 西		
28年度		認定こども園⇨公立保育所 東	認可外保育園の認可化（予定） 南	地域型保育事業 飯
29年度		認定こども園⇨公立保育所 南		地域型保育事業 南
30年度				
31年度	東 公立幼稚園⇨認定こども園⇨公立保育所 東			

公立保育所・私立保育園における定員調整

※1：公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数（①の部分）と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値（②の部分）。

私立保育園においては、平成26年3月1日の利用者数（①の部分）と認可定員数（②の部分）。



③区域別 量の見込みと確保方策

※2号認定（幼稚園）については、1号認定と併せて提供体制の確保を図ります。

〈東中学校区〉

(単位：人)

	平成 27 年度					平成 28 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	174	77	467	118	273	173	77	466	118	275
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	385				385				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		474	82	273		415	73	232	
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	60	90	18	48	
	確認を受けない 幼稚園	130				130				
	地域型保育事業			2	0			2	0	
②-①	不足なし	不足なし	▲34	不足なし	不足なし	不足なし	▲25	不足なし	不足なし	
確保方策	地域型保育事業【1か所】					公立保育所⇒認定こども園【1か所】				

	平成 29 年度					平成 30 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	172	77	463	118	275	173	77	465	117	275
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	385				385				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		391	85	232		391	91	238	
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	60	90	18	48	60	90	18	48	
	確認を受けない 幼稚園	130				130				
	地域型保育事業			8	0			8	0	
②-①	不足なし	不足なし	▲7	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策	地域型保育事業【1か所】									

	平成 31 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	174	77	467	117	275
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	295			
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		346	70	202
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	120	180	39	96
	確認を受けない 幼稚園	130			
	地域型保育事業			8	0
②-①	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策	公立幼稚園 公立保育所⇒認定こども園【1か所】				

〈西中学校区〉

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		169	75	410	104	287	168	75	409	104	289
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	150					150				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			434	87	279			434	95	279
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	5	22	5	13		5	22	5	13	
	確認を受けない 幼稚園	138					138				
	地域型保育事業			0	0				0	0	
②－①		不足なし	不足なし	▲12	不足なし		不足なし	不足なし	▲4	不足なし	
確保方策		私立保育園⇒認定こども園【1か所】									

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		167	75	407	104	289	168	75	408	104	289
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	150					150				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			447	95	283			456	95	289
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	5	22	5	13		5	22	5	13	
	確認を受けない 幼稚園	138					138				
	地域型保育事業			5	0				5	0	
②－①		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策		地域型保育事業【1か所】									

		平成 31 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		169	75	410	103	289
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	150				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			456	95	289
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	5	22	5	13	
	確認を受けない 幼稚園	138				
	地域型保育事業			5	0	
②－①		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策						



〈南中学校区〉

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		299	134	439	137	300	298	133	438	137	303
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	415					415				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			395	81	234			429	90	246
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	4	14	3	9		4	14	3	9	
	確認を受けない 幼稚園	92					92				
	地域型保育事業			0	0				9	0	
②-①		不足なし	▲ 30	▲ 53	▲ 57		不足なし	不足なし	▲ 35	▲ 48	
確保方策							認可外保育園の認可化(予定)【1 か所】 地域型保育事業【1 か所】				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		297	132	435	137	303	297	133	437	136	303
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	415					415				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			330	84	212			330	84	212
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	64	134	21	81		64	134	21	81	
	確認を受けない 幼稚園	92					92				
	地域型保育事業			15	12				15	12	
②-①		不足なし	不足なし	▲ 17	不足なし		不足なし	不足なし	▲ 16	不足なし	
確保方策		公立保育所⇒認定こども園【1 か所】 地域型保育事業【1 か所】									

		平成 31 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)		299	134	439	136	303
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	180				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			330	84	212
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	304	224	21	81	
	確認を受けない 幼稚園	92				
	地域型保育事業			31	12	
②-①		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策		公立幼稚園⇒認定こども園【1 か所】 地域型保育事業【1 か所】				

〈綾歌中学校区〉

(単位：人)

	平成 27 年度					平成 28 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	95	43	179	32	107	95	42	178	32	108
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	145				0				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		192	18	104		192	24	104	
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	138	22	0	0	
	確認を受けない 幼稚園	0				0				
	地域型保育事業			0	0			0	0	
②－①	不足なし	不足なし	▲14	▲3		不足なし	不足なし	▲8	▲4	
確保方策						公立幼稚園⇒認定こども園【1か所】				

	平成 29 年度					平成 30 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	94	42	177	33	108	95	42	178	32	108
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0				0				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		192	27	108		192	27	108	
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	138	22	0	0	138	22	0	0	
	確認を受けない 幼稚園	0				0				
	地域型保育事業			0	0			0	0	
②－①	不足なし	不足なし	▲6	不足なし		不足なし	不足なし	▲5	不足なし	
確保方策										

	平成 31 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	95	43	180	32	108
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0			
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		192	33	108
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	138	22	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0			
	地域型保育事業			0	0
②－①	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策					



〈飯山中学校区〉

(単位：人)

	平成 27 年度					平成 28 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	190	85	303	58	190	190	85	302	58	192
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	270				270				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		272	33	145		272	33	145	
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0				0				
	地域型保育事業			0	0			6	12	
②-①	▲5	▲31	▲25	▲45	▲5	▲30	▲19	▲35		
確保方策	地域型保育事業【1か所】									

	平成 29 年度					平成 30 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	189	84	301	58	191	190	85	301	58	192
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0				0				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		255	51	145		255	51	182	
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	276	54	0	0	276	54	0	0	
	確認を受けない 幼稚園	0				0				
	地域型保育事業			6	12			6	12	
②-①	不足なし	不足なし	▲1	▲34	不足なし	不足なし	▲1	不足なし		
確保方策	公立幼稚園⇒認定こども園【1か所】									

	平成 31 年度				
	1号 認定	2号認定		3号認定	
		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員)	191	85	303	57	191
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0			
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		255	51	182
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	276	54	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0			
	地域型保育事業			6	12
②-①	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策					

第3章

(5) 教育・保育に係る計画の進行管理

計画期間中においては、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、次のとおり定期的に検証や見直しを行います。

～計画初年度（平成 27 年度）～

【計画の内容と実態の検証】

量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い、地域の実情も踏まえて算出しましたが、子ども・子育て支援新制度がスタートすることから、実際のニーズ量（量の見込み）などを検証する必要があります。

【施設の構想計画の策定】

市内の教育・保育施設について将来的な統合・廃止・改修などを定める、『(仮称)丸亀市立幼稚園・保育所等施設整備計画』を策定する予定です。

平成 27 年度

平成 28 年度

平成 29 年度

平成 30 年度

平成 31 年度

次期計画

～中間年（平成 29 年度）～

【計画の見直し】

新制度開始 3 年目において、この計画に記載した内容について、毎年度の分析による課題などを踏まえ、計画後半部分（平成 30 年度以降）の見直しを行います。

また、平成 27 年度策定予定の『(仮称)丸亀市立幼稚園・保育所等施設整備計画』と平成 28 年度策定予定の『(仮称)丸亀市公共施設等総合管理計画』に示されている内容とを照合し、状況に応じた計画内容の見直しを行います。

～毎年度～

【需給バランスの分析】

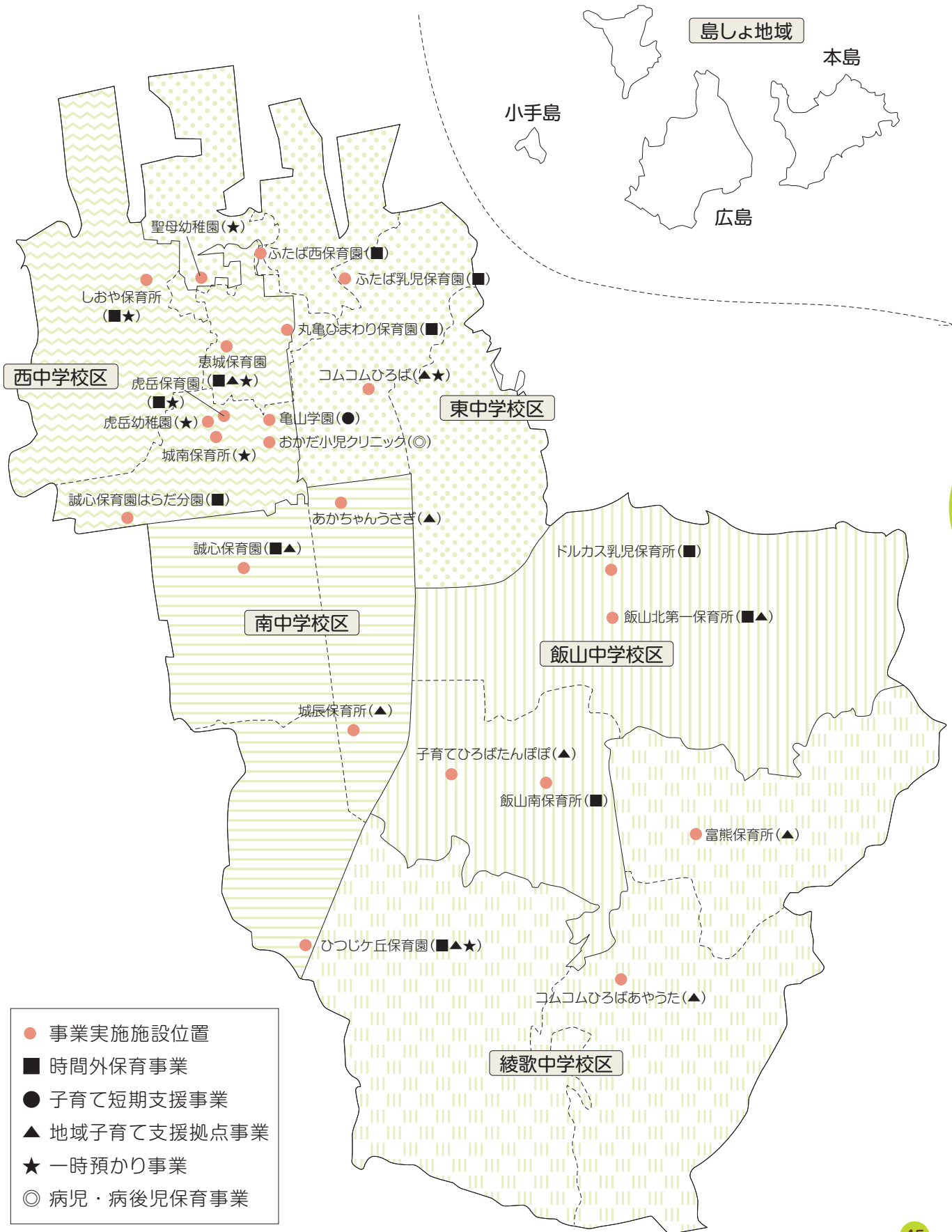
施設の利用希望の状況や保育の必要性の認定数、また、実際の受入状況など、需給バランスの分析を行います。

【審議会における進行管理】

丸亀市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況等の点検・評価・見直しなどの進行管理を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【平成 26 年度現在の事業実施施設（青い鳥教室を除く）】



第 3 章

量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い推計しました。ただし、「算出の手引き」による量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、アンケート調査結果や実績値から量を見込みました。

(1) 利用者支援事業 New

児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

事業形態は、基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）があります。

【提供区域】 全市1区域

【量の見込み・確保方策】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な支援を行う職員を丸亀市子育て支援課内に配置して、特定型で実施します。

《情報収集・提供》

- 子育て資源と保育サービスなどの情報収集
- 子育て支援情報ホームページの開設・運営
- 市広報、市ホームページ、市公式 Facebook などを活用した情報提供
- 地域支援

《相談》

- 人材を活用した教育・保育などの相談
(幼稚園教諭、保育士、保健師、栄養士、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員など)
- 地域子育て支援拠点事業実施施設においても情報提供や相談・助言などが行えるよう連携を図ります。

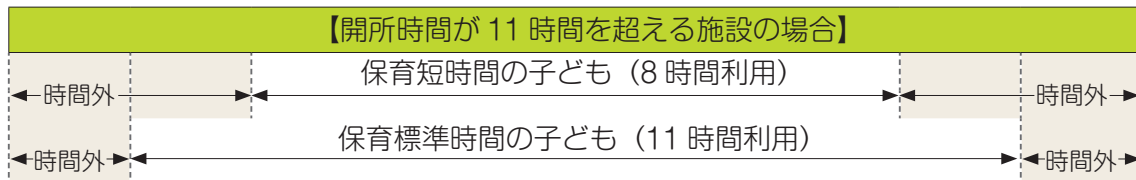


丸亀市子育て支援情報ホームページ



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業です。



【提供区域】 5 区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成 26 年度）】

（単位：人、人日）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用実人数	457	509	590
延べ利用日数	17,052	16,864	18,464
実施施設数	10 か所	10 か所	11 か所

- 平成 26 年度現在、公立保育所 2 か所、私立保育園 10 か所、合計 12 か所で 11 時間を超えた時間外（延長）保育を実施しています。

区域	実施施設	か所
東中学校区	(私)ふたば乳児保育園、(私)ふたば西保育園	2
西中学校区	(私)恵城保育園、(私)丸亀ひまわり保育園、(私)虎岳保育園 (私)しおや保育所、(私)誠心保育園はらだ分園	5
南中学校区	(私)誠心保育園、(私)ひつじヶ丘保育園	2
綾歌中学校区		0
飯山中学校区	(公)飯山北第一保育所、(公)飯山南保育所、 (私)ドルカス乳児保育所	3

- 利用実人数・延べ利用日数ともに増加傾向にありますが、定期的な利用よりも単発的な利用が多くなっています。（平成 25 年度利用実人数 590 人のうち、週に 3 日以上利用したことのある児童は約 3 割でした。）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	650	650	650	650	650
②確保量	650	650	650	650	650
確保の内容 (11 時間を超える時間外保育の実施設数)	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 現状で必要量を確保できる見通しですが、本市における時間外（延長）保育は、単発的な利用の傾向が強く、利用実態を見ながら実施施設の拡大などを検討します。

(3) 放課後児童健全育成事業（青い鳥教室）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。平成27年度より、児童福祉法の一部改正に伴い、受入れ対象が「おおむね10歳未満」から小学校6年生まで可能となります。

【提供区域】 5区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成26年度）】

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年度末在籍児童数	825	837	905
実施教室数	23か所	23か所	23か所

- 平成26年度現在、小学校敷地内の余裕教室や専用施設などを利用して23か所で実施し、896人の児童が在籍しています。また、待機児童は発生していません。
- 高学年の受入れは、1年生から3年生に兄弟姉妹がいる4年生のみとなっています。
- 青い鳥教室の利用者数は、ここ数年横ばいとなっています。
- 利用者は、一年間のうち、夏休みの時期が最も多く、夏休み明けに減少する状況です。

【量の見込み・確保方策】

〈低学年〉

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要量）	905	905	905	905	905
②確保量	905	905	905	905	905
確保の内容 （実施教室数）	23か所	29か所	31か所	31か所	31か所
②－①	0	0	0	0	0

〈高学年〉

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要量）	378	369	367	365	365
②確保量	164	323	367	365	365
確保の内容 （実施教室数）	23か所	29か所	31か所	31か所	31か所
②－①	▲214	▲46	0	0	0

【今後の方針】

- 低学年については、現状で必要量を確保できています。
- 高学年については、余裕教室などを活用して場所の確保を図り、事業拡充に努めます。
- 受入対象の拡大に伴い、放課後の子どもの居場所を確保するため、他の事業とも連携し、本事業を必要とする子どもが支援を受けられるように検討します。



【区域別 量の見込みと確保方策（高学年のみ）】

〈東中学校区〉

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	103	103	103	103	102
②確保量	17	77	103	103	102
確保の内容	城北小：17	城乾小：21 城東小：39	飯野小：26		
②－①	▲ 86	▲ 26	0	0	0

〈西中学校区〉

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	116	114	112	111	111
②確保量	40	114	112	111	111
確保の内容	城西小：40	城坤小：42 城南小：32			
②－①	▲ 76	0	0	0	0

〈南中学校区〉

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	82	78	76	76	79
②確保量	36	58	76	76	79
確保の内容	郡家小：36	城辰小：22	垂水小：18		
②－①	▲ 46	▲ 20	0	0	0

〈綾歌中学校区〉

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	25	25	27	25	24
②確保量	19	25	27	25	24
確保の内容	栗熊小：9 富熊小：10	岡田小：6			
②－①	▲ 6	0	0	0	0

〈飯山中学校区〉

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	52	49	49	50	49
②確保量	52	49	49	50	49
確保の内容	飯山北小：24 飯山南小：28				
②－①	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業で、次の2つがあります。

ショートステイ（短期入所生活援助事業）

保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを、児童養護施設などで預かる事業です。7日間を限度に利用できます。（宿泊を伴う。）

トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった子どもを、通所により児童養護施設などで預かる事業です。2か月を限度に利用できます。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人日）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用 日数	ショートステイ	13	6	56
	トワイライトステイ	1	35	6
実施施設数		1か所	1か所	1か所

- 平成26年度現在、児童養護施設「亀山学園」に委託をして実施しています。
- 毎年の利用実績にはばらつきがあります。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ショート ステイ	①量の見込み （必要量）	100	100	100	100	100
	②確保量	100	100	100	100	100
トワイライト ステイ	①量の見込み （必要量）	35	35	35	35	35
	②確保量	35	35	35	35	35
確保の内容 （実施施設数）		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－① （ショートステイ・トワイライト ステイ共通）		0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 平成27年に坂出市に開所予定の施設と業務委託契約の締結を検討し、利用希望者がより利用可能となるよう、体制づくりに努めます。



(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数（出生児数）	1,076	1,006	988
訪問人数	976	920	900
訪問率	90.7%	91.5%	91.1%

- 平成26年度現在、対象者から新生児訪問連絡票（ハガキ）や電話、メールなどで訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師が約束した日に訪問しています。また、連絡が取れない人には、直接訪問し状況把握を行っています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	1,011	1,010	1,013	1,007	1,003
②確保量	1,011	1,010	1,013	1,007	1,003
確保の内容（実施体制）	香川県助産師会に委託 リスクのある子どもについては、丸亀市健康課の保健師が訪問				
②-①	0	0	0	0	0

注記：量の見込みは、0歳児人口の98%が丸亀市で出生しているという実績を踏まえて算出。

【今後の方針】

- 現状で提供体制は確保できているため、今後は、訪問率100%を目指します。
- 育児に不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。



(6) 養育支援訪問事業等

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援します。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問実家庭数	64	93	30
延べ訪問件数	66	93	30

- 平成26年度現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の面談などにより、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭又は虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、助産師などが訪問・相談指導を行っています。
- 産褥期に育児や家事などの援助を必要とする家庭へ、養育支援の手段の一つとしてホームヘルパーを派遣し、保護者の育児負担の軽減を図っています。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要量)	93	93	93	93	93
②確保量	93	93	93	93	93
確保の内容 (実施体制)	香川県助産師会に委託 リスクのある子どもについては、丸亀市健康課の保健師が訪問				
②－①	0	0	0	0	0

注記：量の見込みは、毎年の実績にばらつきがあり、今後の動向を予測することが難しいため、過去の最大利用率実績に推計人口を乗じて算出。

【今後の方針】

- 現状で提供体制は確保できているため、乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、医療機関などと連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。
- 児童虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、教育・保育施設や学校、西部子ども相談センター（児童相談所）、医療機関などの緊密な連携が不可欠となることから、引き続き、連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策地域協議会の中で、個々のケースについて具体的な対応方法などを検討します。



(7) 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所（園）などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

【提供区域】 5区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成26年度）】

（単位：人回）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用回数	23,331	19,354	23,529
実施施設数	8か所	8か所	9か所

- 平成26年度現在、保育所（園）6か所、NPO法人など4か所、合計10か所で実施しています。

区域	実施施設	か所
東中学校区	コムコムひろば	1
西中学校区	恵城保育園 ※他に、コムコムひろば～出張ひろば～（週1回開設）があります。	1
南中学校区	城辰保育所、誠心保育園、ひつじヶ丘保育園、あかちゃんうさぎ	4
綾歌中学校区	富熊保育所、コムコムひろばあやうた	2
飯山中学校区	飯山北第一保育所、子育てひろばたんぽぽ	2

- おおむね3歳未満児を対象とした事業ですが、対象児の兄弟姉妹など、3歳以上児の利用もみられます。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要量）	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
②確保量	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
確保の内容 （実施施設数）	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 保護者同伴での利用であるため、定員などの設定はありませんが、現在の実施施設数で必要量を確保します。
- 利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していきます。

(8) 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に教育を行う事業で、幼稚園での預かり保育のことです。今後、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受入れ、施設型給付を受けることになるものを除き、新制度においては、一時預かり事業として実施します。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

- 平成25年度の延べ利用日数は、20,659人日となっています。
（市内私立幼稚園：17,411人日、近隣市町私立幼稚園：3,248人日）
- 平成26年度現在、市内では私立幼稚園2か所で実施しています。また近隣市町では、主に私立幼稚園3か所での広域利用もみられます。

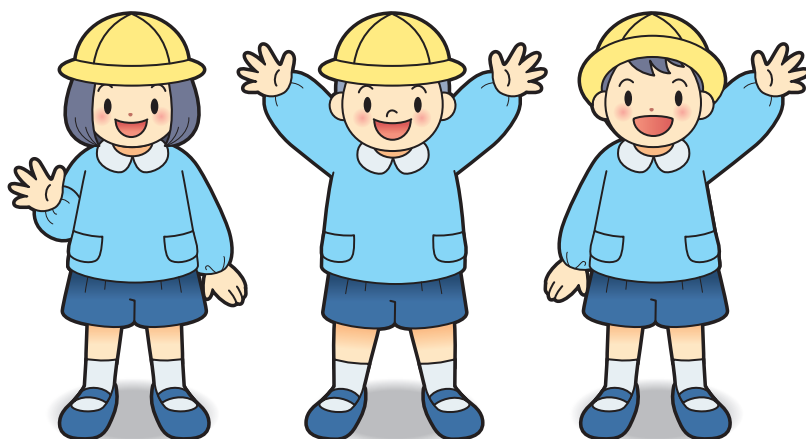
【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要量）	1号認定	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	2号認定	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100
	計	19,400	19,400	19,400	19,400	19,400
②確保量		19,400	19,400	19,400	19,400	19,400
確保の内容 （実施施設数）		2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 近隣市町の私立幼稚園の利用も可能であることから、市内においては現在の実施施設数で必要量を確保します。





幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを保育所（園）などで受入れ、保育を行う事業です。

【提供区域】 5区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成26年度）】 （単位：人日）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用日数	4,272	5,646	5,139
実施施設数	6か所	6か所	6か所

- 平成26年度現在、公立保育所1か所と私立保育園4か所、NPO法人1か所、合計6か所で実施しています。

区域	実施施設	か所
東中学校区	コムコムひろば	1
西中学校区	(公)城南保育所、(私)恵城保育園、(私)虎岳保育園、(私)しおや保育所	4
南中学校区	(私)ひつじヶ丘保育園	1
綾歌中学校区		0
飯山中学校区		0

【量の見込み・確保方策】 （単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
②確保量	5,500	6,200	6,900	6,900	7,600
確保の内容（新たに開設する区域）	6か所	7か所（綾歌）	8か所（東）	8か所	9か所（飯山）
②-①	▲ 2,100	▲ 1,400	▲ 700	▲ 700	0

注記：ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）による預かりを含みません。（P58 参照）

【今後の方針】

- 区域に1か所以上の実施施設を開設し、教育・保育施設を利用しない子育て家庭への支援として、事業の充実に努めます。

【区域別 量の見込みと確保方策】

〈東中学校区〉

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保量	600	600	1,300	1,300	1,300
確保の内容 (実施施設数)	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
②－①	▲ 700	▲ 700	0	0	0

〈西中学校区〉

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
②確保量	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保の内容 (実施施設数)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
②－①	0	0	0	0	0

〈南中学校区〉

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	700	700	700	700	700
確保の内容 (実施施設数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②－①	0	0	0	0	0

〈綾歌中学校区〉

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	0	700	700	700	700
確保の内容 (実施施設数)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②－①	▲ 700	0	0	0	0

〈飯山中学校区〉

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	0	0	0	0	700
確保の内容 (実施施設数)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所
②－①	▲ 700	▲ 700	▲ 700	▲ 700	0



(9) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所（園）などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人日）

		平成24年度	平成25年度
丸亀市民による延べ利用日数		888	1,075
うち、市内施設の利用	おかだ小児クリニック～おひさま～	556	685
うち、市外施設の利用	(善通寺市)・カナン子育てプラザ21 ～らっこ～ ・にしかわクリニック病児保育室 ～げんきになあれ～ (坂出市)・総合病院回生病院 (綾川町)・綾川町病児保育室～うぐいす～	332	390

- 平成26年度現在、丸亀市柞原町の「おかだ小児クリニック～おひさま～」で実施しています。定員は1日5人、対象は生後6か月から小学校3年生の子どもです。
- 丸亀市外住民による市内施設「おひさま」の利用状況は、平成24年度86人日、平成25年度152人日です。
- インフルエンザなどの感染症の流行により利用者数の増減があります。（平成25年度はインフルエンザの大流行が要因となり、冬場（特に2月）の利用が増大しました。）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保量	1,100	1,300	1,300	1,300	1,300
確保の内容（市内実施施設数）	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①	▲200	0	0	0	0

【今後の方針】

- 平成27年度より定住自立圏域（丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町）内の子どもは、圏域内施設を同一料金（現在の市内料金）で利用可能となるため、利用者の拡大が見込まれます。
- 現状の実施施設と市外施設の広域利用で必要量は確保できる状況ですが、突発的・集中的に利用が発生するため、平成28年度に南部地域で1か所開設をすることで、今後のニーズに対応できるよう努めます。
- 関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

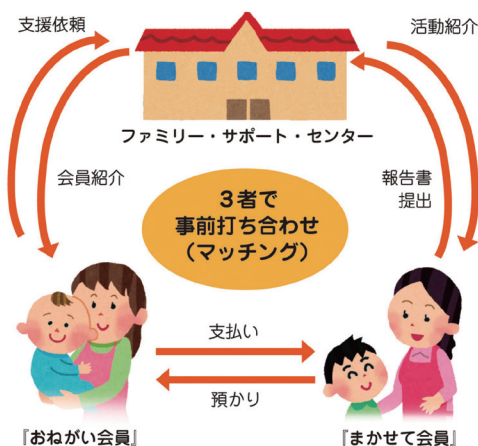
乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人、件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
おねがい会員数	168	269	441
まかせて会員数	108	121	150
両方会員数	9	13	16
活動件数	627	831	1,066



- 平成26年度現在、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に業務を委託し、事業を実施しています。
- おねがい会員・まかせて会員ともに会員数は年々増加しています。
- 活動内容として、送迎事業（幼稚園・保育所利用前後の送迎、青い鳥教室利用前後の送迎など）の利用が最も多く、全体の約57%を占めています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (必要量)	就学前	720	776	831	886	942
	小学生	580	624	669	714	758
	計	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
②確保量		1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
②-①		0	0	0	0	0

注記：就学前児童については、国の手引き（ワークシートで算出）では、一時預かり事業（幼稚園型以外）の中に入れて算出されますが、本市では、一時預かり事業（幼稚園型以外）について、独自の補正を行い、実態に近い量を見込んでいることから、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業の必要量は、この項で量の見込みを掲載しています。

【今後の方針】

- 利用件数を増やすためには、まかせて会員の増加が必要となることから、継続的にファミリー・サポート・センターについての情報提供を行い、会員の増加を図ることで、必要量を確保します。
- 受託業者が行う「まかせて会員養成講座（年3～4回程度開講）」のうち、1回は丸亀市・坂出市・宇多津町との合同研修を行うなど、今後も研修の効率化に努めます。



(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人回）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用回数	12,404	11,892	11,548

- 平成26年度現在の内容及び受診回数は次のとおりです。
 - ①妊婦一般健康診査 14回以内（妊婦一人につき受診票を14枚交付）
 - ②血液検査

血液型1回、血球算定（貧血など）3回、血糖2回、 B型肝炎抗原1回、C型肝炎抗体1回、HIV抗体1回、 梅毒血清反応1回、風疹ウイルス抗体1回、 HTLV-1抗体1回
--
 - ③子宮頸がん検診（細胞診） 1回
 - ④超音波検査 3回
 - ⑤GBS検査 1回
 - ⑥性器クラミジア検査 1回
- 県内の医療機関に委託して実施しており、現物給付としています。
- 県外の医療機関については、後日申請により償還払いで対応しています。
- 平成26年度現在の公費負担上限額は、妊婦一人当たり109,800円となっています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	11,754	11,743	11,777	11,709	11,663
②確保量	11,754	11,743	11,777	11,709	11,663
確保の内容（実施体制）	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 里帰りで県外医療機関受診の場合は、償還払いで対応				
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 現状で提供体制は確保できています。
- 母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 New

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方針】

- この事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担に係る部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。今後、各教育・保育施設の実費徴収の状況や財源の確保等を踏まえて、中間年の見直しを目途に検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 New

巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

【今後の方針】

- 待機児童問題を解決するためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの整備を促進していくことが必要となります。教育・保育の需給状況などを十分に把握し、既存施設との共存にも留意しつつ、事業者に対して情報提供や必要な指導等を行い、地域の必要性に応じて、小規模保育などの新たな民間事業者の参入促進を図ります。
- 特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受入れる際の補助については、国の制度の内容を踏まえて検討します。



5. 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

- 幼稚園・保育所・認定こども園において、人格形成の基礎を育む就学前教育・保育の重要性を踏まえ、どの施設であっても統一した考えのもと、教育・保育が展開されることが大切です。そのため、本市において『丸亀げんきっ子夢プラン』を作成し、教育・保育に直接携わる、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が共通理念のもと、幼児との生活を展開していくように努めています。
- 『丸亀げんきっ子夢プラン』においては、幼稚園・保育所・認定こども園だけでなく、広く地域との連携を図りながら、未来を担う子どもたちを育てていくことを目指しています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園は、就学前の学校教育・保育の良さを活かした園づくり、園運営を行うとともに、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修、人事交流などを推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めるなど、教育・保育従事者の資質の向上を図ります。
- すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な配慮を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、すべての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、資質の向上に努めます。

(2) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

- 新制度では、保護者の就労状況などに関わらず、個々のニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せもち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や既存施設からの移行をしやすいするなど、普及のための施策を打ち出しています。
- 国の動向を踏まえながら、本市においても、さまざまなニーズに対応するため、多様な選択肢の一つとして、保護者の就労状況に関わらず入園可能な認定こども園を、将来的には各区域に1か所以上の開設を目指します。
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児の受入れについて検討します。なお0歳児から2歳児の受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、施設の老朽化などを考慮し検討していきます。
- 私立の既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、国の制度や支援などに関する情報を積極的に提供し、認定こども園への移行を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育施設などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の向上を図る必要があります。
- 本市では、3歳未満児を中心に待機児童が発生していることから、新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促します。また、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携に努めます。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、小学校以降の教育や生活の基礎となることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した教育・保育を行う必要があります。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる「小1の壁」について、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活にスムーズに適応できるようにするには、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が連携した取組みを行う必要があります。そのため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員の意見交換、合同研修などの機会を設け、小学校への円滑な接続に取り組めます。

